

令和2年5月27日

保護者各位

寒川町長 木村俊雄
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の登園自粛及び育児休業からの復職について（依頼）

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和2年5月25日（月）に新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言が解除されました。

寒川町では令和2年4月8日（水）～令和2年5月31日（日）の間、保育所等への登園自粛を要請しておりますが、感染予防や長時間の保育の再開による子どもへの負担を避ける観点から、子どもが登園する曜日や時間を段階的に増やしていくことが望ましいと考えられます。

そこで引き続き令和2年6月30日（火）まで町から登園自粛を要請いたします。

その間においての保育料は日割り計算の対象となります。

また育児休業の復職日は変更せず、令和2年6月15日（月）といたしますので、よろしく願いいたします。

今後園児や保護者が罹患した場合には、所管の保健所等に相談したうえで臨時休園する場合がありますし、再度緊急事態宣言が発出されれば、継続して登園自粛を町から要請する場合がありますので、保護者の皆様には引き続き咳エチケットなど感染予防対策を行っていただくようお願いいたします。

これまで施設の職員の皆様のご努力や保護者の皆様のご協力により施設から1人の罹患者を出すことなく保育所等が利用できる状態であることに感謝申し上げます。一日も早く新型コロナウイルス感染症のまん延が収束に向かいますよう、引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：寒川町役場 健康子ども部 保育・青少年課
保育担当 内線 151～154